

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な委員について、オンラインによる方法により発言その他の行為をさせることができることとする特例を設けることとした。（第12条の2関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県議会個人情報の保護等に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第13条、第40条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第19条、第54条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）